



鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)
第 7 6 7 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の 施行期日を定める規則 (18) (住宅政策課) 1
告 示	全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (224) (財政課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (225) (福祉保健課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (226) (耕地課) 3 県営土地改良事業計画の変更 (2件) (227・228) (〃) 3 土地改良法による換地処分 (3件) (229~231) (〃) 4 土地改良事業の協議の適否の決定 (232) (〃) 5 土地改良事業計画の変更の同意 (233) (〃) 5 土地改良法による換地処分 (234) (〃) 5 保安林の指定の解除予定 (2件) (235・236) (森林保全課) 5 境港管理組合の公共事業評価に係る事務の受託 (237) (企画防災課) 6 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (238) (治山砂防課) 6
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (19) 7
代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令 (1) 7
公 告	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者への公示による 通知 (3件) (森林保全課) 9 土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課) 12 公の施設の指定管理者の指定 (企業局総務課) 13
正 誤	平成16年11月25日付鳥取県告示第917号中訂正 14

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第18号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第48号）附則第1項ただし書に規定する別表第1の改正の施行期日は、平成17年4月1日とする。

告 示

鳥取県告示第224号

静岡市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項**(1) 加入地方公共団体の名称**

静岡市

(2) 加入年月日

平成17年 4月 1日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成17年 4月 1日から施行する。

鳥取県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碓276 - 3	さわやか	東伯郡琴浦町大字赤碓276 - 3	訪問介護	平成16年11月24日

社会福祉法人 伯耆町社会福 祉協議会	西伯郡伯耆町大殿 1010	社会福祉法人伯耆町社会福 祉協議会岸本訪問介護事業 所	西伯郡伯耆町大殿 1030 - 1	"	平成17年 2 月 1 日
"	"	社会福祉法人伯耆町社会福 祉協議会岸本通所介護事業 所	西伯郡伯耆町大殿 1032 - 1	通所介護	"
"	"	社会福祉法人伯耆町社会福 祉協議会溝口訪問介護事業 所	西伯郡伯耆町溝口 281 - 2	訪問介護	"
"	"	社会福祉法人伯耆町社会福 祉協議会溝口訪問入浴介護 事業所	"	訪問入浴介 護	平成17年 3 月 1 日
"	"	社会福祉法人伯耆町社会福 祉協議会溝口通所介護事業 所	"	通所介護	"
株式会社フル ケア成和	広島市西区商工セ ンター一丁目 2 - 19	株式会社フルケア成和米子 福祉事業所	米子市上福原1315 - 5	福祉用具貸 与	平成17年 4 月 1 日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所 在 地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業 所の所在地	指定年月日
社会福祉法人伯耆 町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町大殿 1010	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議 会岸本居宅介護支援事業所	西伯郡伯耆町大殿 1030 - 1	平成17年 2月 1 日
"	"	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議 会溝口居宅介護支援事業所	西伯郡伯耆町溝口 281 - 2	"

鳥取県告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、邑美土地改良区の定款の変更を平成17年3月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業東郷地区農業用排水、農道整備、区画整理、ため池等整備、客土）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年3月29日から同年4月18日まで

3 縦覧に供する場所

湯梨浜町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第228号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業北条砂丘大栄地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年3月29日から同年4月18日まで

3 縦覧に供する場所

大栄町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第229号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第12工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第230号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日野川左岸地区（津地工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る日野川左岸地区（黒坂工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第232号

大山町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業中高地区暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年 3月29日から同年 4月18日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村総合整備統合補助事業東郷地区区画整理）計画の変更を平成17年 3月22日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る武庫地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第235号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30

条の規定により告示する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上1363（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第236号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の70、2の72
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第237号

次の規約により境港管理組合の公共事業評価に係る事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

境港管理組合と鳥取県との間の公共事業評価に係る事務の委託に関する規約
（事務委託の範囲）

第1条 境港管理組合（以下「甲」という。）は、自らが現に実施している公共事業（鳥取県内において施行された公共事業に限る。）に係る費用及び効果の客観的な評価及び公共工事の実施方法等に関する提言を通じて、公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、次に掲げる事項に係る調査審議に関する事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

- （1）実施中の公共事業の評価に関すること。
- （2）公共工事の費用の縮減に関すること。
- （3）公共工事における環境配慮物品（国等における環境物品等の調達）の推進等に関する法律（平成12年法律

第100号) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる物品をいう。)の使用その他環境への配慮に関すること。

(4) その他公共事業に関し、客観的な評価又は検討が必要であると認められる事項。

(経費の負担)

第2条 委託事務の執行に要する経費は、乙が支払うものとする。ただし、当該経費に係る費用の負担については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第3条 乙は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要があると認めるとき、又は、甲からの申出があった場合において必要があると認めるときは、連絡会議を開くものとする。

(雑則)

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

鳥取県告示第238号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

福居地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町福居字屋敷944 - 1 地先道路敷	1号
西伯郡伯耆町福居字谷口950地先水路敷	2号
西伯郡伯耆町福居字谷口966	3号
西伯郡伯耆町福居字谷口968 - 1	4号
西伯郡伯耆町福居字谷口963 - 1	5号
西伯郡伯耆町福居字谷口962 - 1	6号
西伯郡伯耆町福居字谷口956 - 1	7号
西伯郡伯耆町福居字屋敷946	8号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第19号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成17年 3月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
1 略		1 略	
2 老人ホーム		2 老人ホーム	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
智頭町立智頭心和苑	<u>八頭郡智頭町大字智頭</u> <u>1875</u>	智頭町立智頭心和苑	<u>八頭郡智頭町大字智頭</u> <u>1928 - 1</u>
略		略	
3 及び 4 略		3 及び 4 略	

監 査 委 員 訓 令

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 3月29日

鳥取県代表監査委員 石 差 英 旺

鳥取県代表監査委員訓令第 1 号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(職員の職)	(職員の職)
第 4 条 職員の職は、事務局長、次長、参事、主査、課長、監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師並びに特別調査員とする。	第 4 条 職員の職は、事務局長、次長、参事、主査、課長、監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師とする。
(職務)	(職務)
第 5 条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 (1)～(5) 略 (6) 監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師並	第 5 条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。 (1)～(5) 略 (6) 監査主幹、監査主任、主任、主事及び技師

びに特別調査員 上司の命を受け、事務に従事する。

上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この訓令は、平成17年 4月 1日から施行する。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成17年 2月24日付農林水産省告示第338号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷914
木島 康子	〃
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷915
木島 康子	〃
土田 藤一	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷916の5
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷926
木島 康子	〃
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷926の1
木島 康子	〃

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取る
べき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33
条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業
要件の変更の告示（平成17年 2月24日付農林水産省告示第339号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

増田 乙市	日野郡日南町福塚字大林705（次の図に示す部分に限る。）
増田 甚市	〃
山本 榮蔵	〃
増田 長次郎	〃
増田 政市	〃
畠山 儀市	〃
長谷川 常次郎	〃
長谷川 常太郎	〃
加藤 熊太郎	〃
田邊 甚蔵	〃
長谷川 千次郎	〃
田邊 久三郎	〃
田邊 益穂	〃
片岡 長次郎	〃
福田 源次郎	〃
丸山 猶重	〃
向原 儀蔵	〃
檀田 兵蔵	〃
片岡 定治郎	〃
西田 かね	〃
伊田 廣治	〃
檀田 卯市郎	〃

檀田 猪重	〃
檀田 吉平	〃
片岡 作重	〃
福田 猪三郎	〃
岸本 清蔵	〃
伊達 喜一郎	〃
小竹 勝太郎	〃
中村 栄太郎	〃
山浦 国太郎	〃
岩崎 猶次郎	〃
田邊 富平	〃
長谷川 貞壽	〃
田邊 繁太郎	〃
長谷川 忠一	〃
加藤 義勝	〃
向原 喜市郎	〃
四木 乙松	〃
児玉 治三郎	〃
角田 儀左夫	〃
中村 常夫	〃
山田 和弘	〃
伊田 着八郎	日野郡日南町神福字大谷山1888の1
山岡 大三郎	〃
増田 甚蔵	〃
見田 一榮	〃
棚木 瀧雄	〃
福田 幸夫	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取る

べき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第33条第1項の規定により農林水産大臣が行った保安林の指定施業要件の変更の告示（平成17年2月24日付農林水産省告示第340号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松島 政治	鳥取市国府町神護字大谷口154
"	鳥取市国府町神護字大谷口154の1
"	鳥取市国府町神護字大谷空田90
多田 市蔵	鳥取市国府町神護字大谷空田90の1
"	鳥取市国府町神護字大谷空田92の1
松島 實次郎	鳥取市国府町神護字空田上457
"	鳥取市国府町神護字空田上457の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐とする。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、国府町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次の
とおり公告する。

平成17年3月29日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成17年3月22日

4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地							土 地 所 有 者		土地に関し て権利を有 する関係人	
所在	地番	地 目		全筆の地籍 (㎡)		収用の 裁決手 続の開 始を決 定した 土地の 地積	氏名	住 所 等	氏名	住所 等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の 登記記 録上の もの	実測					
西伯郡 大山町 平木字 小沢	518 - 1	田	原野	89	100.51	10.23	門脇 晃	西伯郡大山町平木111	なし	
西伯郡 大山町 平木字 小沢	519 - 1	田	原野	747	822.78	436.43	門脇 晃	西伯郡大山町平木111	なし	

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 管理を行わせようとする公の施設の名称

みなと温泉館

2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鳥取県ビルメンテナンス協同組合

代表理事 中村 満

米子市弥生町2

3 指定の期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

正 誤

平成16年11月25日付鳥取県告示第917号（県道の区域の変更について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 行	誤	正
1 下から27	2,169.0	2,150.0